

# 元禄の清水寺境内指図とその関連史料

赤石憲祐

## 1. はじめに

清水寺は東山三十六峰の一つ音羽山の懐にある北法相宗の本山で、平安京遷都以前からの歴史をもつ日本有数の観音霊場として名高い。宝亀9年（778）の創建以来、度重なる火災によって幾度も被害に遭っており、現在の境内には応仁・文明の乱後に再建された建物と、寛永6年（1629）の火災後、同10年までに再建された建物が建ち並んでいる。寛永の再建後も江戸期を通じて様々な建物が建てられていったが、近代になると神仏分離の影響や、明治から大正にかけての境内整備により、ほぼ今日見るような景観となった。

江戸期の清水寺を知るには京都の地誌類が参考となるが、いずれも絵画的表現で省略が多いことに加えて、江戸後期のものに限られている。再建から間もない時期の記録と考えられる「<sup>(ママ)</sup>落東清水寺諸堂之図 三 <sup>(註2)</sup>壺巻」は、主要堂塔の指図と建地割図を集成したものだが、描写が粗く判読しにくい点がある。このほかに、年紀はないが境内を鳥瞰した大判の書絵図である「洛東清水寺惣絵図」が中井家文書の中にあることが知られている。

今回、新たに見出した荒木家文書の「清水寺惣指図」（以下「惣指図」と記す）は、元禄8年（1695）に作成されたことが明らかな境内指図であり、既知の史料からは窺うことのできなかつた江戸中期の様相を今に伝えている。さらに特筆すべきは、「惣指図」に記されている各建物の寸法が、「京都御役所向大概覚書」に収録されている「清水寺諸堂社」のそれとほぼ一致し、また清水寺所蔵「諸伽藍絵図」と多くの共通点が見られるなど、ほかの史料との関連が窺える点である。本稿では、こうした「惣指図」の内容を検討するとともに、「京都御役所向大概覚書」や「諸伽藍絵図」との比較から、その史料的価値について考察する。

## 2. 荒木家文書の由緒

「惣指図」は石川県立歴史博物館が所蔵する荒木家文書に含まれる史料で、標題として「元禄八乙亥歳八月改之／清水寺惣指図」と記されており、本図が元禄8年（1695）の清水寺を描いたものであることがわかる。荒木家文書は、加賀前田家に仕えたことされる荒木家に

伝来した167件200点に及ぶ一群の史料で、昭和43年5月2日付で金沢市内の子孫の方から博物館へ寄贈されたものである。その内容は領内の寺社・武家に関する図面や、規矩・木割・絵様雛形等の大工関係文書が中心となっており、年紀をもつ史料としては享和～弘化頃のものが多くを占めている。

文書の内容からも窺えるように、荒木家は江戸後期に活動した大工の家柄であり、この時期に三代ほど高い技量をもった大工が現れて活躍したようである。加賀藩の大工に関しては田中徳英氏の研究<sup>(註3)</sup>に詳しい。それによれば、文化6年(1809)金沢城二の丸御殿の再建をはじめとして、そのほかの作事に荒木仁右衛門長成の名が見えるという。加賀藩の大工は清水家や山上家が筆頭で、荒木家はそのような本流とは異なるが、天保4年(1833)に長成の子弟と思われる荒木乗寛が記した「工匠妙意初入記」なる技法書には、「建仁寺流意」とする内容が含まれており、建仁寺流の流儀を継承していたことがわかる。また、荒木家は加賀獅子頭の制作者としても名を残しており、伝承を含めて10頭の作品がある<sup>(註4)</sup>。

こうした由来をもつ荒木家文書に京都の清水寺を描いた指図が含まれている理由については不明な点が多い。荒木家の活動時期や史料の年紀が江戸後期であることを考えると、元禄期の「惣指図」が荒木家によって作成されたものとは考え難い。また、加賀藩の大工である荒木家が京都の寺院指図を描く必然性もなく、収集文書である可能性が高いと考えられる。なお、荒木家文書の中で同じような性格をもつ史料としては、「東福寺絵図之写」と題された正保3年(1646)の絵図がある。これは伏見街道から東に広がる東福寺とその塔頭の配置を描いたもので、「惣指図」のように建物について詳しく記されているわけではないが、境内の大まかな位置関係が表現されている。

描かれた対象や時期を考慮すると、「惣指図」および「東福寺絵図之写」は荒木家文書の中でも特異な存在となっており、これらの制作者が荒木家でないとすれば、どこからか入手したものと考えざるを得ない。博物館が作成した目録によれば、荒木家文書には関係する史料も数点含まれているから、ある時期京都の寺社について調べる必要に迫られた可能性もある。いずれにしても、「惣指図」と荒木家の関係については、今後の課題として残されている。

### 3. 「清水寺惣指図」の概要

本図は清水寺全体を描いた境内指図で、寸法は長手135.0cm、短手85.5cmあり、大小12枚の料紙を継ぎ合わせて一鋪としたものである。指図の描線がずれた状態で継ぎ直されており、過去に修理があったことがわかる。紙面にはかつて折り畳まれていたときの折れや汚れが見られるほか、一部に虫害らしき損傷があるものの、全体的に保存状態は良い。

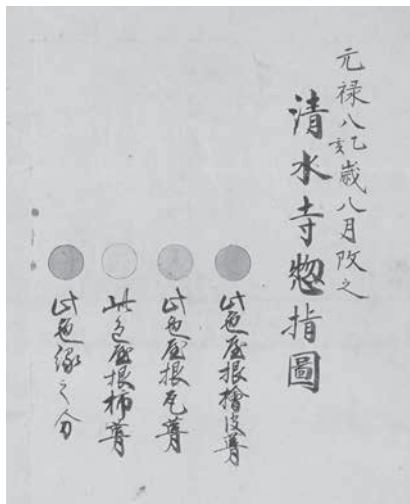


第1図 「清水寺惣指図」

指図の長手を東西に、短手を南北にあて、四辺中央にそれぞれの方位を付す。先に述べた「元禄八乙亥歳八月改之／清水寺惣指図」の標題は、南西隅に縦書きで記されている。縮尺の記入はないが、描かれた建物の大きさから判断すると三分計であろう。書絵図の作図法を用いて描かれ、屋根葺材と縁の部分の別によって四色で色分けされる。標題脇の凡例によれば、檜皮葺が赤色、瓦葺が青色、柿葺が黄色、縁が紫色である。これら以外の箇所においても、藪や山が緑色、石垣や敷石が灰色で表現されるなど、実用以上の彩色が施されている。また本図は建物だけでなく、境内諸処に寸法記入があるところに特色があり、建物間の距離や石垣等の長さ、石段の段数や登り寸法にまで記載が及んでいる。それはすなわち、本図が境内の測量に基づいて描かれたものであることを示しており、伽藍配置の複雑な清水寺にあってほぼ正確な配置図となっている。

建物は単線の略平面に円柱あるいは角柱を描き込んで表され、各柱間には柱間装置と寸法の記入がある。柱間装置で区画された各室には「格天井」、「鏡天井」、「屋根裏」といった天井の形式のほか、石敷きの場合に限り「石之間」などと記される。

各建物には名称と規模の記入があるが、この寸法は総間真々寸法を表しており、各柱間に記された寸法の合計と一致している。総間寸法の多くは、奥院の梁行総間「五間四尺六寸五分」のように「間」の単位を用いて表し、最小は五分刻みである。その一方で、鐘楼が「一丈五尺五寸」と記されるように「間」を用いない建物も見受けられ、一貫性がない。しかし、ほかの寸法に目を向ければ、多くが「間」の単位を用いているから、これが標準の表記法であったと考えて大過ないであろう。なお、本図に記載されるのは平面寸法のみであって、高さ寸法の記入は一切見られない。



第2図 標題と凡例(「惣指図」)



第3図 本堂(「惣指図」)

付表1 桁行寸法の総間合計の比較による一間の実寸の検討

建物名	端間	脇間	中央間	脇間	端間	総間（一間＝6.50尺）
朝倉堂	七尺七寸二分	八尺三寸五分	一丈一尺一寸六分	八尺三寸五分	七尺七寸二分	六間四尺三寸＝43.30
	7.72	8.35	11.16	8.35	7.72	43.30
経堂	八尺八寸	一丈七寸	一丈三尺三寸	一丈七寸	八尺八寸	八間三寸＝52.30
	8.80	10.70	13.30	10.70	8.80	52.30
本殿 (地主神社)	五尺	五尺	六尺	五尺	五尺	四間＝26.00
	5.00	5.00	6.00	5.00	5.00	26.00
西門	-	八尺二寸	一丈一尺九寸五分	八尺二寸	-	四間二尺三寸五分＝28.35
	-	8.20	11.95	8.20	-	28.35
仁王門	-	一丈五尺六寸	八尺	八尺	-	四間五尺六寸＝31.60
	-	15.60	8.00	8.00	-	31.60
轟門	-	七尺二寸	一丈三尺	七尺二寸	-	四間一尺四寸＝27.40
	-	7.20	13.00	7.20	-	27.40
馬駐	-	一丈二寸	一丈三尺八寸	一丈二寸	-	五間一尺七寸＝34.20
	-	10.20	13.80	10.20	-	34.20

ここで本図における一間の実寸が問題となるが、それは各間寸法を実寸で表している建物の各間合計を求め、総間寸法と比較することによって求められる。付表1は一例として七棟の建物の桁行寸法を比較したもので、一間を6.50尺として総間実寸を求めると、各間合計と一致する。これは梁行でも同様であり、本図の一間は6.50尺であることがわかる。

本図から新たに得られた知見は様々あり、例えば本堂北西の局が「神輿部屋」として使われていた点はこれまで知られていなかったことで、本堂裏手に位置することから地主神社の神輿を収納していたものと考えられる。また奥院の東側には「志水柵」と書かれた水源らしきものがあり、ここを発した「水道」が「湯殿」や「池」を経て、音羽の滝が流れる谷間へと注いでいたことがわかる。境内にはそれ以外にも幾筋かの「水道」があり、通り道となる箇所には「溝蓋」や「石橋」が掛けられていた。

以上のように、「惣指図」は江戸中期の清水寺諸堂の状況を伝える数少ない絵図史料であるばかりでなく、境内全体について精細に描写された境内指図として高い価値をもっている。しかし本図の記載内容のすべてに信頼が置けるわけではない。例えば、清水坂を上がったところにある泰産寺塔（子安塔）には四天柱が描かれているが、境内南側に移築され現存している同塔は四天柱をもたない構造の塔であり、実際と異なる。<sup>(注6)</sup> また現在、阿弥陀堂と奥院は向きを揃えて建っているが、本図では阿弥陀堂のほうが南へ振れて描かれている。これらは中古の改変によるものとは考えられないため、明らかに誤りである。

このような内容をもつ「惣指図」であるが、描かれた目的や作成者に関する書き込みが見られず、来歴が明らかでないことが惜まれる。当時の清水寺関係資料にも、指図作成を明示するような記述は確認できなかった。ただし、本図の日付から三月前の「成就院日記」元禄8年5月10日条には、雑色の松尾四五右衛門からの書付の写しが記載されており、<sup>(注7)</sup> 以下のようにある。

先年堂塔之御修復、従公儀被仰付候刻、寺内之橋も一所ニ出来候キ、以後公儀之御修

覆無之時者、小破又ハ掛直し等、為一山之計、修覆いたし候儀有之候哉の事

ここから、元禄8年をそれほど遡らない時期に、公儀による堂塔の修復および橋の掛直しといった境内の修理がおこなわれたことがわかる。日付から「惣指図」がこの直後の作成になることは明らかで、元禄修理によって改められた境内の状況を詳らかにする史料として位置付けることも可能である。

以下は考察となるが、本図が元禄修理と前後した日付をもつこと、また貼絵図ではなく書絵図であることから、竣工図の意味合いで作成されたものとも考えることもできる。「改之」とは、修理や改造による変更を受けて既存図面を更新した、ということを表しているのではないだろうか。

この考え方の背景として、17世紀半ば以降、京都では新築よりも修理や改築の比重が大きくなり、そのため機能が強化されたことなどを挙げることができる。

#### 4. 「京都御役所向大概覚書」との比較

「惣指図」が基礎資料として作成された可能性を指摘したが、それを暗示するように、本図の記載内容は後世に作成されたほかの史料との関連性が窺える。まず奉行所における事例としては、「京都御役所向大概覚書」<sup>(注9)</sup>(以下「大概覚書」と記す)が挙げられる。この中の「山城国寺社方間敷御修復所之事」にある「清水寺諸堂社」の項目に記された主要堂塔の桁行・梁行寸法が「惣指図」のそれとほぼ一致しており、両者に関連が認められる(付

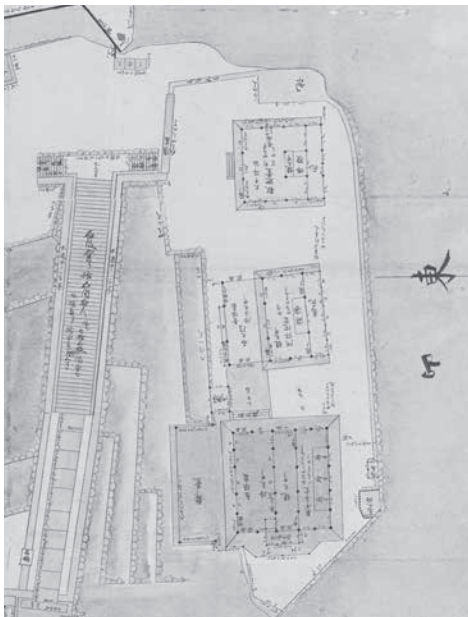


第4図 西門・三重塔・経堂(「惣指図」)

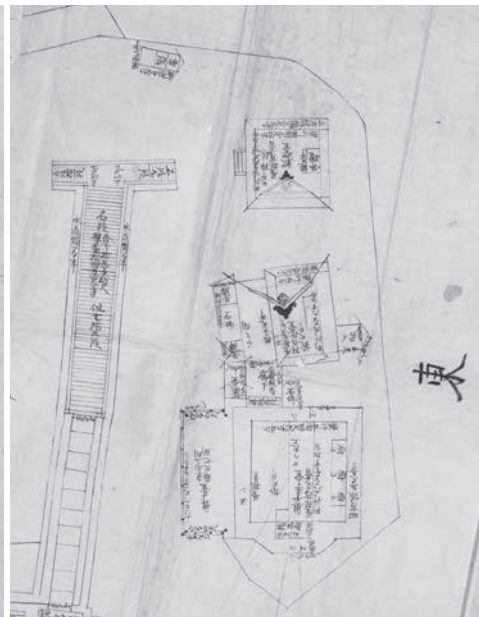
表2)。また実寸だけでなく、寸法の書き方が一致していることもこれを裏付ける。「大概覚書」には元禄12年(1699)に創建された弁財天社<sup>(註10)</sup>の記載があり、「惣指図」より後にまとめられたことが明確であるから、「大概覚書」が作成時期の先行する「惣指図」を参照している可能性が考えられる。

この傍証として、三重塔の総間寸法の不一致が参考になる。多くの寸法が一致する「惣指図」と「大概覚書」であるが、三重塔だけは前者が「土居 一丈七尺一寸」なのに対し、後者は「三間 三間 四方縁有」となっていて、記載内容が異なる上に実寸換算でも2.40尺の差が生じている。これが単純な誤記でないとするならば、原因は寸歩の記載方法の違いにあるものと推測される。「惣指図」で使われている「土居」とは、「塔や三門の各層両端の柱の間隔」<sup>(註11)</sup>を指し、言うまでもなく総間寸法のことだが、桁行・梁行による記述方法と比べると一般的なものではない。想像をたくましくすれば、「惣指図」を参照した当時の担当者にこの知識がなかったため、総間寸法を判断できず、やむなく「三間 三間」と柱間の数を記載するに留めたとも考えられる<sup>(註12)</sup>。このような寸法の不一致が、逆に「惣指図」を参照したことを示しているのではないだろうか。

そのほかの相違点としては、「大概覚書」には高さ寸法が記されていることが挙げられる。項目としては本堂と奥院の舞台の高さ、瀧の高さと瀧壺の深さ程度だが、「惣指図」になかった高さ寸法が記されていることから、単にこれを転記しただけではないことがわかる。



第5図 釈迦堂・阿弥陀堂・奥院(「惣指図」)



第6図 同左(「諸伽藍絵図」)

付表2 各史料における清水寺諸堂の寸法比較

建物名	[惣指図] (元禄 8・1695)		[大概覚書] (元禄 12・1699以降)		[諸伽藍絵図] (天保 14・1843)		備考
	桁行	梁行	桁行	梁行	桁行	梁行	
本堂	拾四間六寸	拾間五尺	拾四間六寸	拾間五尺	拾四間六寸	拾式間式尺	-
	91.60	70.00	91.60	70.00	91.60	80.00	
四方廂 (本堂)	長延四拾九間五寸	九尺三寸五分	長延四拾九間五寸	九尺三寸五分	-	-	-
	319.00	9.35	319.00	9.35	-	-	
車寄 (本堂)	三間五寸	四間四尺	三間五寸	四間四尺	三間五寸	四間四尺	-
	20.00	30.00	20.00	30.00	20.00	30.00	
西東樂屋 (本堂)	二間六尺三寸五分	二間六尺三寸五分	貳間五尺七寸	貳間五尺七寸	二間六尺三寸	-	-
	19.35	19.35	18.70	18.70	19.30	-	
舞台 (本堂)	九間四尺七寸高ラン	-	九間四尺七寸	五間	東西拾間五尺*	南北五間壹尺	*高欄寸法は他の史料と一致
	63.20	-	63.20	32.50	70.00	33.50	
奥院	六間一寸五分	五間四尺六寸五分	六間壹寸五分	五間四尺六寸五分	六間壹寸五分	五間四尺六寸五分	-
	39.15	37.15	39.15	37.15	39.15	37.15	
四方縁舞台 (奥院)	六間六尺一寸高ラン	二間二尺高ラン	六間六尺壹寸	貳間貳尺	南北七間*	東西三間*	*高欄寸法は他の史料と一致
阿弥陀堂	六間六寸五分	五間	六間六寸五分	五間	六間六寸五分	五間	-
	39.65	32.50	39.65	32.50	39.65	32.50	
釈迦堂	四間半／各間合計*	四間／各間合計*	四間半	四間	四間六尺四寸五分	四間三尺貳寸	*総間と各間合計が異なる
	29.25 / 29.20	26.00 / 25.95	29.25	26.00	32.45	29.20	
後廂 (釈迦堂)	四間半	一間	四間半	壹間	*	*	*後廂寸法は釈迦堂本屋に含まれる
	29.25	6.50	29.25	6.50	-	-	
護摩堂	各間合計	-	貳間四尺七寸四方	-	-	-	-
	17.90	-	17.70	-	-	-	
朝倉堂	六間四尺三寸	三間四尺三寸	六間四尺三寸	三間四尺三寸	六間四尺三寸	三間四尺三寸	-
	43.30	23.80	43.30	23.80	43.30	23.80	
田村堂	四間四方	-	四間	四間	表四間	奥四間	-
	26.00	-	26.00	26.00	26.00	26.00	
経堂	八間三寸	五間一尺五寸	八間三寸	五間壹尺五寸	八間三寸	五間壹尺五寸	-
	52.30	34.00	52.30	34.00	52.30	34.00	
三重塔	土居一丈七尺一寸	-	三間	三間	壹丈七尺壹寸四方	-	-
	17.10	-	19.50	19.50	17.10	-	
西門	四間二尺三寸五分	二間二尺	四間貳尺三寸五分	貳間貳尺	一間四尺四寸五分*	貳間一尺*	*向拝(中央一間通)寸法のみ記す
	28.35	15.00	28.35	15.00	10.95	14.00	
鐘楼	一丈五尺五寸	-	壹丈五尺五寸四方	-	貳間五尺五寸四方*	-	*貳間式尺五寸(15.50)の誤カ
	15.50	-	15.50	-	18.50	-	
仁王門	四間五尺六寸	二間三尺	四間五尺六寸	貳間三尺	四間五尺六寸	貳間三尺	-
	31.60	16.00	31.60	16.00	31.60	16.00	
轟門	四間一尺四寸	二間	四間壹尺四寸	貳間	四間壹尺四寸	貳間	-
	27.40	13.00	27.40	13.00	27.40	13.00	
轟橋	一丈二尺六寸	一丈	幅壹丈貳尺六寸	渡り壹丈	壹間六尺壹寸	壹間三尺五寸	-
	12.60	10.00	12.60	10.00	12.60	10.00	
回廊	七間二尺五寸	二間	七間貳尺七寸	貳間	七間貳尺五寸	貳間	-
	48.00	13.00	48.20	13.00	48.00	13.00	
本殿 (地主神社)	四間	二間二尺	四間	貳間貳尺	四間	貳間式尺	-
	26.00	14.00	26.00	14.00	26.00	14.00	
拜殿 (地主神社)	三間八寸五分	二間五尺七寸五分	三間八寸五分	貳間五尺七寸五分	三間八寸五分	貳間五尺七寸五分	-
	20.35	18.75	20.35	18.75	20.35	18.75	
鳥居	間五尺三寸	-	ま壹丈貳尺	-	壹間五尺三寸	-	-
	11.80	-	11.00	-	11.80	-	
弁財天社	-	-	壹間	壹間	-	-	-
	-	-	6.50	6.50	-	-	



建物名	「惣指図」(元禄 8・1695)		「大概覚書」(元禄 12・1699 以降)		「諸伽藍絵図」(天保 14・1843)		備考
	桁行	梁行	桁行	梁行	桁行	梁行	
地藏堂	一間三尺四寸	一間一尺	壹間三尺四寸	壹間壹尺	一間三尺四寸	一間一尺	-
	9.90	7.50	9.90	7.50	9.90	7.50	
瀧之宮	七尺	六尺	七尺	六尺	表七尺	奥行六尺	-
	7.00	6.00	7.00	6.00	7.00	6.00	
瀧壺	一間三尺	一間	壹間三尺	壹間	壹間三尺	壹間	-
	9.50	6.50	9.50	6.50	9.50	6.50	
瀧之下衣脱所 (瀧之宮拝殿)	三間三尺四寸	一間三尺五寸	三間三尺四寸	一間三尺五寸	三間三尺四寸	壹間三尺五寸	-
	22.90	10.00	22.90	10.00	22.90	10.00	
春日社	奥行九尺五寸	表五尺五寸	奥行九尺五寸	表五尺五寸	奥行九尺五寸	表五尺五寸	-
	9.50	5.50	9.50	5.50	9.50	5.50	
馬駐	五間一尺七寸	二間三尺三寸	五間壹尺七寸	貳間三尺三寸	五間壹尺七寸	貳間三尺三寸	-
	34.20	16.30	34.20	16.30	34.20	16.30	
泰産寺塔 (子安塔)	八尺四寸四方	-	八尺四寸四方	-	-	-	-
	8.40	-	8.40	-	-	-	

注1：取り上げた建物は「大概覚書」記載のものに限り、建物名もそれに従った。

注2：建物名のわかりにくいものは、下に括弧書きにて補足した。

注3：各史料とも、一間 = 6.50 尺として換算した数値を併記した。

以上の考察から、先行して作成された「惣指図」を参照しながら、それ以降の変更点や高さ寸法を追記し、元禄12年以降にまとめられたものが「大概覚書」の「清水寺諸堂社」である可能性を指摘できる。

## 5. 清水寺所蔵「諸伽藍絵図」との比較

「惣指図」と関連するもう一つの事例は、清水寺所蔵の「諸伽藍絵図」と題された境内絵図である。裏面の墨書によれば、天保 14 年 (1843) に奉行所へ提出した絵図を弘化 2 年 (1845) に改めて写したものらしい。これは清水寺全体を描いた書絵図で、建物は単線の略平面で表されるが柱の描き込みがなく、屋根葺材は色分けされずに文字で記されるなど、全体的に省略が目立つ。その一方で、平面に破風を重ねて描き、屋根の形を表現するなど、所々に細かい描写も見られる。

本図は「惣指図」と多くの点で類似が見られ、建物に記される寸法や書き込みなどが一致している。(付表2) また「惣指図」と同様に、本図においても阿弥陀堂の中軸線が南側へ振れており、こうした誤りの一致からも両者の関連を窺うことができる(第5・6図)。さらに石段に関する記載では、以下のように「根置」という言葉を使った共通の表現が見られる。

石段登り拾五間貳尺但シ七拾三段幅貳間／但根置ニテ拾四間一尺三寸(「惣指図」)

石段登り拾五間貳尺但七拾三段／根置拾四間一尺三寸(「諸伽藍絵図」)

「根置」とは、「古今算法記」<sup>(注14)</sup>によれば台形の下底の部分を目指す表現であり、ここでは石段の水平距離を示しているものと考えられる。

以上のように、両者には寸法が一致する以外にも共通の表現が認められることから、「諸

伽藍絵図」は「惣指図」の内容を反映している可能性がある。両者の間にはおよそ150年の隔たりがあり、境内の建物にも様々な変化が見られるが、依然として「惣指図」が基礎資料として利用されていたことが窺える。もちろん、今回取り上げた「惣指図」ではなく、写本もしくは更新された内容をもつ異本が参照された可能性も否定できないが、いずれにしても「惣指図」の内容が何かしらの形で江戸後期の清水寺へ受け継がれてきたことを「諸伽藍絵図」は示している。

## 6. まとめ

「惣指図」は元禄8年の清水寺を描いた境内指図であり、建物だけでなく境内全体が精細に描写され、細部にまで寸法記入があつて史料的价值が高い。また清水寺境内の変遷を辿る上で、これまで情報の少なかった江戸中期を補完する史料としても位置付けられるものである。

本図は加賀藩大工の荒木家に伝来した文書に含まれるものだが、作成時期から見て、この大工家が作成に関与したとは考え難い。どのような経路で荒木家に伝わったかは不明だが元禄期の清水寺修理直後の日付をもつことや、当時の時代背景を考慮すると、修理後の状況を示す竣工図の意味合いで作成された可能性がある。

さらにその内容を「大概覚書」や清水寺所蔵「諸伽藍絵図」と比較すると、寸法の一致や共通の表現が多く認められるなど、それぞれに関連が窺える。「惣指図」は来歴が明らかでなく、確かなことは明言できないが、これらの関連資料は、本図の少なからぬ影響のもとで作成されたと考えられる。特に「諸伽藍絵図」のような江戸後期に描かれた絵図においても本図の影響が見られることは、その内容が基礎資料として連綿と受け継がれてきたことを示している。

## 謝辞

本稿の執筆においては、石川県立歴史博物館資料課長の濱岡伸也氏から荒木家に関する多くの助言を頂きました。この場を借りて、深く感謝申し上げます。

(あかいし・けんすけ = 京都府教育庁指導部文化財保護課)

注1 例えば、安永9年(1780)刊の『都名所図絵』や、文久2年(1862)刊の『花洛名勝図会』が挙げられる。

注2 「落東清水寺諸堂之図 三 巻」は中井家配下の棟梁である西村家に伝来した「西村家文書」所収の史料で、現在は京都府立総合資料館が所蔵している。年代不詳であるが、寛永12年

- (1635)に建立された十一重石塔が描かれていることから、これ以降に作成されたものである。
- 注3 田中徳英『加賀藩大工の研究—建築の技術と文化—』(桂書房)2008
- 注4 金沢市教育委員会編『金沢市文化財紀要48 加賀獅子』(金沢市教育委員会)1984
- 注5 例えば、「柴野大徳寺寸松庵亭」、「大佛養源院ニ有小堀遠州好畠之図」などが挙げられる。
- 注6 『国宝清水寺本堂ほか八棟修理工事報告書 第二集(子安塔)』(京都府教育委員会)2015
- 注7 清水寺史編纂委員会編『清水寺 成就院日記 第一巻』(音羽山清水寺)2015
- 注8 木村充伸他『「書絵図」と「貼絵図」の関係—深溝松平藩の建築指図に関する研究—』(日本建築学会大会学術講演梗概集)2005。「貼絵図」は計画図を作成する際に効率のよい作図法で、保存する場合にそれを書き写して「書絵図」としていたと述べている。
- 注9 『京都御役所向大概覚書 下巻』清文堂史料叢書第6刊(清文堂)1973。享保2年(1717)頃に一応の形でまとめられたもので、近世初期から中期にかけての京都を中心とした百科的な史料。「役所」とは京都町奉行所のこと、所轄区域の情勢を把握するため、関係諸役所や寺社、村方などから資料を提出させて作成したとされる。
- 注10 前掲注7。「成就院日記」元禄12年9月4日条。
- 注11 中村達太郎著、太田博太郎・稲垣栄三編『日本建築辞彙〔新訂〕』(中央公論美術出版)2011
- 注12 「大概覚書」には、「土居」の表現による寸法表記も見受けられる(仁和寺五重塔、大山崎八幡宮多宝塔)。これは、奉行所が一元的に寸法を調査・収録したのではなく、各寺社が提出した資料をもとにしていたことによると考えられる。
- 注13 天保十四卯年十二月諸建物御調ニ付東御役所へ絵図等差出し候節此伽藍エツ御役所ニも／相見へ不申趣ニ付書付計り相認差上置候処弘化二巳年四月御調之処御役所ニ有之由ニ而御下ケニ／相成改而写し置候もの也此通り相認くツ帳ヘトシ込也／弘化二巳年五月九日写之／役人  
近藤中
- 注14 「古今算法記」は沢口一之が寛文11年(1671)に著した7巻からなる和算書で、天元術を正しく用いて解いた最初の書物とされる。

